

市民税・都民税

申告は市役所へ

申告書発送は2月5日(月)

午後1時～4時30分
▽2月24日、3月3日の土曜日 午前8時30分～11時30分
ところ 市役所2階201会議室

※申告書は、郵送などでも受け付けています。
※所得税の納税の必要な確定申告をする方、確定申告書提出すれば所得税が戻る還付申告をする方は、税務署にご相談ください。

市民税・都民税申告
土曜相談・受付
窓口を開設

平成19年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。3月に入ると受付会場が混雑しますので、早めに申告してください。

とき ▽月曜～金曜日 午前8時30分～11時30分

小平市育英資金の奨学生を募集

小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学資の補助として中学校卒業時に5万円を給付(返還不要)する制度です。対象 申請時に保護者とともに市内に在任している公立中学3年生で、次のすべてに該当する方

▽中学校3年間の学習成績の平均が30以上
▽高等学校、高等専門学校、盲学校などの高等部、または専修学校(高等課程)に進学が決定

定員 24人(全市)
※申請が定員を上回る場合は、経済状況および学習成績により審査のうえ、決定します。
申込み 3月2日(金)ま



年金収入の簡易な所得税還付申告書記入の相談、申告書受付も行います。申告に必要な書類は、事前に準備してください。

日程 2月24日、3月3日の土曜日 午前8時30分～11時30分
事務所2階201会議室
※この2日間以外の土曜窓口では、取り扱いませんので、ご了承ください。

問合せ 税務課 ☎02(346)9522

青少年センター
運営等協議会
委員を募集
青少年センターの運営および青少年育成プラン改定などを検討するため、小平市青少年センター運営等協議会委員を募集します。
応募資格 市内在住の成人
募集人数 4人
任期 2年

ちよつと教えて 市民税・都民税

平成18年11月22日に小平市へ転入しました。平成19年度の市民税・都民税は、どこへ申告すればよいのでしょうか。

A 平成19年度の市民税・都民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになりますので、小平市へ申告してください。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告することになります。

Q 昨年中は収入がありませんが、申告の必要はありますか。
A 申告書の届いた方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や、都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書が発行などができませんので、申告をお願いします。

Q アルバイトをしていますが、税のうえで、親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。
A 単身赴任されている方の給与支払報告書などは小平市へ送られてきたため、あなたが扶養に入っていることを確認することができません。お手数ですが、あなたを扶養している親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要です。

Q 単身赴任の夫の扶養が、市民税・都民税の申告は必要ですか。
A 親族となつていますが、市民税・都民税の申告は必要です。

第2回 NTT花小金井東
NTT花小金井東
NTT花小金井東社宅跡地の今後の状況と、市の計画について報告します。
とき 2月13日(火)
午後7時～8時30分
ところ 花小金井南公民館

Q 平成19年度の市民税・都民税の主な改正点はありますか。
A 平成19年度は、国から地方への税源移譲に伴う改正が行われます。

①市民税・都民税の税率が一律10%(市民税6%、都民税4%)となります。ただし、あくまで税源移譲が目的のため、所得税と市民税・都民税の合計額が増えないよう考慮されています。

②税率の改正に伴い、所得税と市民税・都民税の合計税率は改正前と同じです。
③平成11年度以降適用されていた、税額から一定額を控除する定率減税措置は、市民税・都民税については廃止されます。

Q 平成18年度の税制改正により、65歳以上の方で前年の合計所得金額が25万円以下の方に適用されていた非課税措置が廃止されました。その経過措置として、平成17年1月1日現在で65歳以上に達していた方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)は、平成19年度については課税額の3分の1が控除されます。

Q 税務署へ確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。
A 税務署に確定申告(還付申告も含む)をする時、申告書記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られるため、あらためて市役所に申告する必要はありません。

第2回 商店街のあり方
懇談会
日程 2月16日(金)
午後2時から：市役所5階504会議室
定員 10人
傍聴申込み 当日、午後1時40分から、会場で受付(申込み多数の場合は抽選)
問合せ 産業振興課 ☎02(346)9534

Q 市民税・都民税の申告には、何を持参すればよいですか。
A 3月5日(月)(土曜・日曜日、祝日を除く)
縦覧場所 まちづくり課 ☎02(346)9554

Q 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

都市計画案
(小平市決定)の縦覧
喜平町二丁目の国家公務員宿舎小平住宅の廃止に伴う、小平都市計画地区計画の決定に関する都市計画案の縦覧を行います。
縦覧期間 2月19日(月)

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

第176回東京都
都市計画審議会
とき 3月16日(金)
午後1時30分から
ところ 都庁会議室
傍聴募集人数 15人
付議予定案件 東京都計

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

学童クラブ
臨時職員募集
学童クラブ指導員の補助・児童の介助
問合せ 児童課 ☎02(346)9543

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

Q 寝たきり高齢者に障害者控除が適用されます。
A 6か月以上寝たきり、または認知症で日常生活に支障のある65歳以上の方は、「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所の長が認定が適用されます。

職業内容 市立小学校に併設している学童クラブでの小学校低学年児童の保育
応募資格 18歳以上(高校生を除く)の健康な方で、障がい児などに理解のある方
勤務期間 4月7日～9月29日の土曜日
勤務時間 ①午前8時30分～午後1時30分
②午後1時～6時
募集人数 ①・②いずれも20人程度
賃金 時給890円
※採用者には、後日、事前説明会を行います。
申込み 履歴書(写真をはったもの)を問合せ先へ本人が持参
問合せ 児童課 ☎02(346)9543